

第3回避難所の確保と質の向上に関する検討会

8. 20豪雨災害における避難所の確保と運営に関する本市の対応等について

平成27年12月16日

広島市危機管理室災害予防課

- 1 広島市の避難所の現状
- 2 発災直後の避難所の開設・運営状況
- 3 豪雨災害の経験を踏まえた見直し
- 4 その他避難所の確保における取組状況

1 広島市の避難所の現状

○指定避難所

- ・小学校区を基本とした避難システム
- ・小学校区単位で不足する場合、徒歩で避難可能な距離(2km以内)かつ隣接する小学校区の避難所で補完
- ・市内デルタ部は、落橋等による河川分断を想定して島単位で確保
- ・小学校などの市有施設を中心に212施設を選定し、平成27年度末までに指定避難所として指定予定。

【避難所(平成27年12月1日現在)】

小・中学校174、高校等5、スポーツセンター8
区民文化センター3、公民館8、民間施設等14
全市計 212施設 収容人員 約21万5千人

○福祉避難所

特別養護老人ホームなどの福祉施設等(50箇所)(平成27年8月31日現在)と協定等締結

○避難所の運営マニュアルの作成状況等

○作成率(平成27年3月末現在)

- ・94.8%(作成済201施設/212施設)

○運営マニュアルに基づく検証訓練実施状況(平成27年3月末現在)

- ・実施率 85.4% (実施済181施設/212施設)
- ・避難所運営は、自主防災組織が中心となり、行政・施設管理者と協力
- ・区役所職員と消防署職員が自主防災組織に対してマニュアルの見直しや検証訓練を指導

○要配慮者への配慮

- ・避難位置(和室や保健室の隣など)
- ・避難所に来ていない避難行動要支援者の安否確認を、民生委員などの情報を基に実施
- ・食料や生活必需品の優先配布

○避難所における備蓄

○備蓄物資の整備の考え方

- ・備蓄対象者は、南海トラフ巨大地震による想定避難所滞在者(約12万1千人)
- ・本市の物資の対象期間は発災直後の1日分とし、2日目は広島県から、3日目以降は他の地方公共団体等(協定締結)からの救援物資や民間企業等から調達した物資を供給。
- ・分散備蓄＋集中備蓄
最小限の食料・生活必需品等を避難所(212施設)に分散備蓄
マツダスタジアムや広島市総合防災センターなどに集中備蓄

○主な備蓄物資

種別	品目	備考
食料	乾パン アルファ化米、クラッカー	幼児・高齢者以外 幼児・高齢者
生活必需品	毛布、簡易トイレなど	
防災資機材	目隠しテント、ラジオライトなど	

※平成26年度から、アレルギー対応のアルファ化米、粉ミルクを備蓄

2 発災直後の避難所の開設・運営状況

8.20豪雨災害

- 平成26年8月20日発生
- 安佐南区、安佐北区に集中豪雨
- 死者75人(災害関連死1人を含む。)
- 避難者数(最大時:8月22日18時)
904世帯、2,354人



■ 発災当時の避難所開設の判断基準（土砂災害）

状況	広島市の対応
1 気象台から大雨特別警報が発表された場合	1 該当地域に、 <u>避難勧告</u> を行う。
2 <u>避難基準雨量を超えた場合</u>	危険が迫っている場合には、避難指示を行うことがある。
3 広島地方気象台と広島県土木局砂防課から土砂災害警戒情報が発表された場合	2 <u>避難所を開設</u> する。
4 巡視等によって危険であると判断した場合	
5 土砂災害緊急情報が通知された場合	

■避難所の開設状況（安佐南区）

3:20 避難基準雨量を一気に超える区域が発生（避難勧告の発令の検討）

3:30 災害対策本部の設置

4:00 安佐南消防署から区役所に人的被害の連絡（以降、被害連絡多くあり）

4:10 自主防災会会長へ避難勧告をする旨を電話連絡するも連絡つかず

4:20 校長又は教頭へ避難所開設の連絡（梅林小・八木小・緑井小）

4:25 避難所開錠に向かうことを職員に指示

4:30 避難勧告

避難勧告の発令時、避難所の開設ができなかった

4:35 八木小学校 開設

5:01 緑井小学校 開設

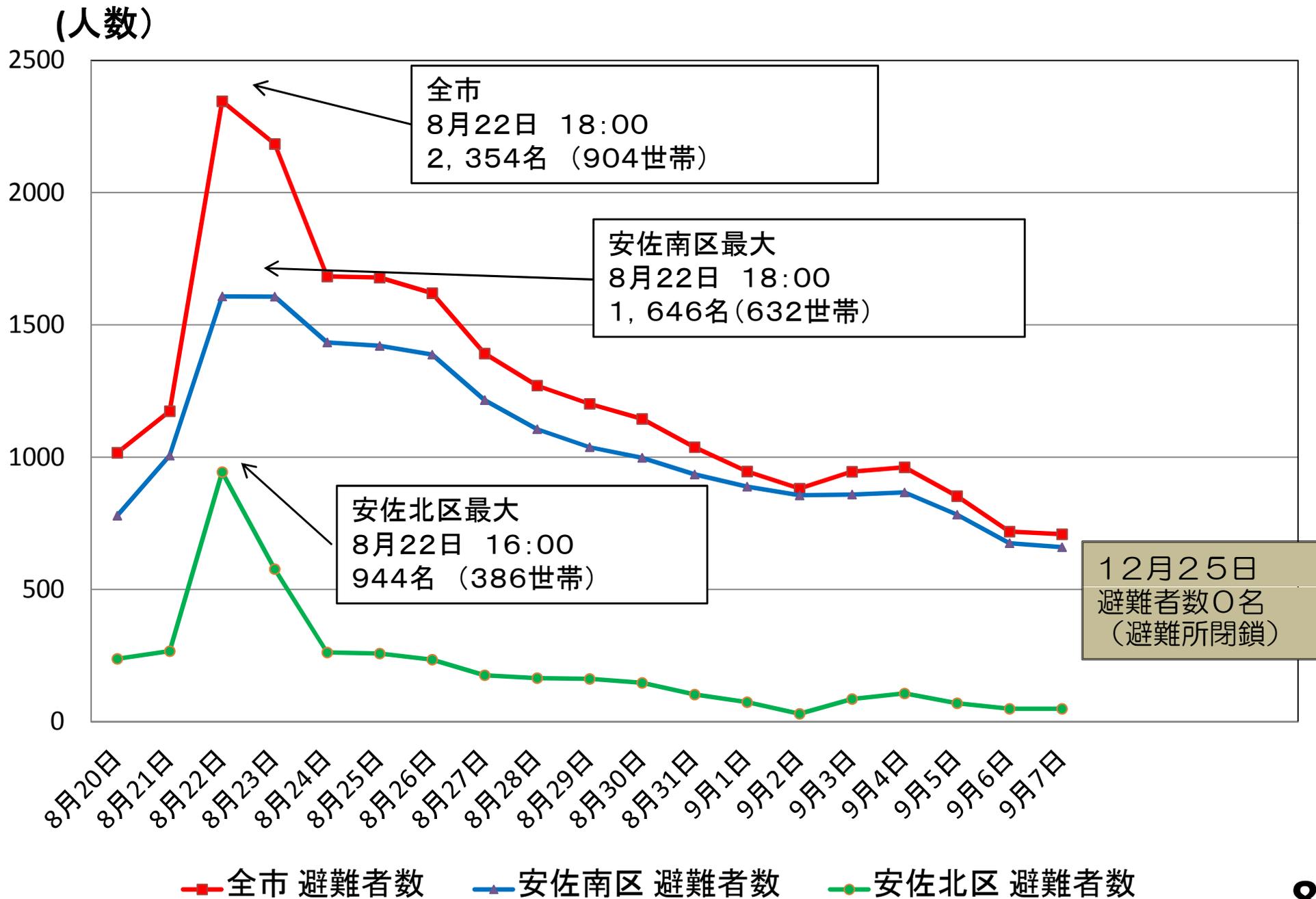
5:20～6:00 山本集会所 開設

6:00 佐東公民館 開設

8:00 梅林小学校 開設（周辺道路冠水のため開設遅れ）

○開錠を依頼する自主防災会の役員や施設管理者への連絡がつかなかった
○予定していた避難所が浸水等により使えず代替りの施設を開設する手配等に時間を要した

■ 避難者の推移



■ 開設避難所

※延べ数

区	箇所数	避難所
安佐南区	11	小学校7、公民館1、スポーツセンター1 集会所1、民間病院1
安佐北区	19	高校1、小学校16、集会所等2
計	30	

■ 福祉避難所

設置数	避難者数	受入を行った避難者等
3箇所	14人	通常の避難所での避難生活が困難であった高齢者とその介助者（家族等）

避難の長期化や小学校の2学期の授業再開への対応

■ 二次避難所

設置数	開設期間	避難者数	備考
1箇所	9月1日～ 9月30日	最大3世帯4人	公的宿泊施設を一部借上

■ 民間病院旧病棟の避難所化

設置数	開設期間	避難者数	備考
1箇所	9月5日～ 12月25日	最大13世帯 23人	民間病院旧病棟を無償提供の申出

- ・ 個室であるなど良好な生活環境を提供
- ・ 9月8日から2学期の授業を再開

■ 避難所の運営

○ 避難所職員の支援体制の強化

8月23日～ 避難所に被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)を設置

8月26日～ 避難者が多い避難所に課長級職員を総括責任者として配置

○ 避難所の運営マニュアルに基づく円滑な運営

○ 避難所における情報環境の整備



電話とFAXの設置



災害情報の掲示



情報通信端末
(タブレット等)の設置

■要配慮者等への対応

○安否確認

在宅避難者を含めて、避難行動要支援者名簿を基に、自主防災組織や民生委員児童委員などが実施

○避難所における食事の提供

8月28日～「刻み食」、野菜ジュース(1日1回)を提供

○被災者の心身の健康管理、精神科医療・精神保健活動支援

広島県災害時公衆衛生チーム(8月20日～10月5日)

全国初の災害派遣精神医療チーム(DPAT)(8月22日～9月14日)

○避難所における健康相談

・保健師等が常駐又は巡回による健康相談

※相談件数 延べ3,446件

・健康上配慮が必要な方(143人)には、退所後もフォロー



○子どもの心のケア

「こども支援チーム」による訪問相談等 ※延べ支援者数 106人

■ 避難所の環境整備

○ 就寝環境



段ボール簡易ベッド(寄附)
8月26日、27日 計400床
民間企業(H27. 3. 25協定締結)

○ 入浴、洗濯環境

- ・ 自衛隊による仮設浴場の設置
- ・ 近隣施設の入浴設備の利用
- ・ 洗濯機、乾燥機の設置

○ 暑さ対策



スポットクーラー(56台) 8月23日～
広島県冷凍空調工業会(H26. 3. 24協定締結)



仮設浴場(陸上自衛隊) 8月24日～

■ 避難所の環境整備

○ プライバシーの確保



パーティションの設置（寄附、購入）

○ 仮設トイレの設置

2箇所、7基

（梅林小学校 5基
佐東公民館 2基）



○ 男女別のトイレの確保

体育館内トイレを女子用、外のトイレを男子用

○ ペットのスペース確保

校舎内にペットスペースを確保



3 豪雨災害の経験を踏まえた見直し

■ 地域防災計画の見直し（平成27年3月改訂）

○ 避難所の迅速な開設

- ・ 自主防災組織のほか、地域内の他の団体の協力を得ながら複数人が開錠できる体制確保に向けた検討、定期的な開錠訓練の実施

○ 危険度の段階に応じた避難所の開設

- ・ 避難準備情報⇒小学校区に原則1箇所以上、拠点的な公的避難所を開設

○ 被災者支援総合窓口の設置

- ・ 避難所でのワンストップサービスを提供

○ 避難所へ滞在できない被災者への情報の周知

- ・ 物資の配給情報、健康相談の実施情報等の周知

○ 被災者のニーズを考慮した適切な情報提供の実施

- ・ 災害状況、被災者支援情報を地域の掲示版・回覧板等により提供

■ 地域防災計画の見直し（平成27年3月改訂）

○ 多様な避難所の確保

- ・ 民間借上住宅、旅館、ホテル等を二次避難所として借上

○ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保

- ・ 施設管理者と調整の上、家庭動物のスペース確保に努める

○ 要配慮者の避難支援等の実施者の明確化

- ・ 自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会のほかに、町内会・自治会も明記

○ 医療機関等への応援要請の拡充

- ・ 広島県災害時公衆衛生チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、こども支援チームの派遣要請

■ その他

○ 避難所運営マニュアルの見直し

- ・ 被災地の自主防災組織の会長などによる体験談

4 その他避難所の確保における取組状況

■ 市域を越えた避難

より安全に避難ができるよう、隣接する市町(呉市・海田町)の避難場所に避難することを事前に取り決め

(呉市のケース)

- 広島市で避難基準を超えた場合、呉市に対して避難所の開設を依頼。
- 依頼を受け呉市で担当職員を派遣し開設を行う。
- 広島市からも運営職員を派遣する。
- 両市職員で協力して避難所の運営にあたる。

